

平成 25 年 8 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

環境影響評価審査会  
会長 服 部 保

環境影響評価指針の改正について（答申）

平成 25 年 4 月 19 日付け諮問第 5 号で諮問のあった標記のことについて、別紙のとおり答  
申します。

## 環境影響評価指針の改正にあたり盛り込むべき事項

### 第1 早期段階環境配慮書手続について

環境影響評価に関する条例（平成9年3月条例第6号。以下、「条例」という。）第7条の2第1項において、「事業者は、対象事業等の計画の立案の段階において、環境影響評価指針に基づき、対象事業等の実施が想定される1又は2以上の地域（以下「事業実施想定地域」という。）における当該対象事業等に係る環境の保全と創造のために配慮すべき事項についての調査等を行う」ことが新たに規定されたため、当該調査等について環境影響評価指針（以下、「指針」という。）で定める必要がある。

#### 1 早期段階環境配慮書手続の基本的な考え方

早期段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）手続により、対象事業の計画の早い段階において、位置・規模等に関する事業案を複数設定し、それらの重大な環境影響について予測及び評価を実施し、比較検討することで、その影響の回避・最小化を図るものとする。

#### 2 配慮書手続

配慮書手続の調査等については、以下のとおりとすべきである。

##### (1) 複数案の設定

事業案は、位置・規模又は構造物等の構造・配置に関する適切な複数案の設定を行うことを基本とする。複数案の設定にあたっては、位置・規模に関する複数案の設定を優先して検討する。複数案を設定しない場合はその理由を明らかにする。

また、事業を行わない案（ゼロオプション）について、設定が現実的であれば、複数案の一つとして含めるよう努める。

##### (2) 早期事前調査の実施

事業実施が想定される地域ごとに、概要書手続の事前調査と共通の表から、調査事項を選定する。

調査にあたっては、事業概要を勘案して、事業実施が想定される地域の特性を考慮し、特徴的な事項や影響を受けやすい事項を選定する。

原則として、調査は既存の文献又は資料の収集・整理により実施する。

##### (3) 配慮書手続の対象とする事業の範囲

対象とする事業の範囲は、アセス対象事業の存在及び供用だけでなく、工事（土地の形質の変更又は工作物の建築）を伴うものについては、当該工事を含むものとする。

#### (4) 調査、予測及び評価を行う項目

事業の環境影響要因と環境要素の関係について整理し、事業概要や地域環境の概況を勘案し、重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素を選定し、調査等を実施する。

なお、重大な環境影響とは、いったん損なわれると取り戻すことのできない貴重な自然環境の破壊、環境基準等の達成に影響が生じるような環境汚染の増加や対症療法的な手段では解決が困難である生活環境への影響のほか、事業実施が想定される地域において人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要となる影響などである。

#### (5) 調査の方法

調査は、複数案ごとに行い、原則として、既存の文献又は資料の収集・整理により実施する。ただし、既存資料から得られる情報が古いなどで適切な情報が得られない場合は、専門家へのヒアリングや現地調査で情報収集する。

#### (6) 予測の方法

予測は、複数案ごとに行い、可能な限り定量的に把握する。

#### (7) 評価の方法

評価は、選定した環境要素について、影響の度合いを整理し、複数案で比較する。

なお、複数案を設定しない場合は、実行可能な範囲で重大な環境影響が回避・低減されているかについて評価する。

## 第2 配慮書等の要約書作成について

環境アセス図書は一般的に文量が多く、内容も専門的であるため、住民がより理解しやすい情報提供制度が必要である。このため、条例第7条の2第1項において「配慮書及び要約書を作成しなければならない。」とされ、その他環境影響評価概要書、準備書及び評価書の要約書の作成が新たに規定されたため、配慮書等の作成にあわせて要約書を作成することを、指針に記載する必要がある。

なお、要約書の作成についての詳細は、別途作成基準等で定める必要がある。

## 第3 環境要素の項目追加について

環境影響評価法（以下、「法」という。）や法施行令等の改正により、法の基本的事項や主務省令において新たに低周波音や風車の影の項目が追加になっており、条例対象事業においても周辺への影響が考えられるため、これらの調査、予測及び評価を適切に実施していくため、新たに指針の環境要素に加える必要がある。

## 1 環境要素の項目追加

環境要素の項目追加については、以下のとおりとすべきである。

### (1) 低周波音

「低周波音」を「騒音」の区分に追記し、「騒音・低周波音」とする。

法の主務省令では、国際的な定義等に合わせて「超低周波音」と表記されているが、法の基本的事項では「低周波音」と記載されており、測定に関するマニュアル等も従来から「低周波音」との表記を行っているため、現状においては、本指針でも「低周波音」として表記する。

なお、調査、予測及び評価については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年10月）」等に従い、現況調査などを実施して行うものとする。また、低周波音に関しては、環境基準等の基準となる数値がない。このため、「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）」等を参考に、事業予定地における特性等を考慮した上で可能な範囲で影響が低減され、「大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと」を環境保全目標とする。

### (2) 日照

新たに「日照」の区分を設ける。

法の主務省令では、これまでに高架の道路等において「日照障害」が参考項目に、法対象事業への風力発電事業の追加にあたり「風車の影」が参考項目にそれぞれあげられたため、日照に係る影響について項目を設ける。

なお、調査、予測及び評価については、日照や影の影響について、現況調査などを実施して行うものとする。また、予測については、冬至日など影の範囲が大きくなる日に限らず、影響が考えられる時期における予測を行うこととし、「大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと」を環境保全目標とする。

## 第4 その他

配慮書手続以外の事項についても全般的な確認を行い、指針の必要な変更を行うこと。

また、事業者が適切に配慮書手続を行えるよう、事例を収集し、事業者へ情報提供できるよう努める必要がある。

(参考)

## 1 審議経過

年 月 日	審 議	審 議 事 項
平成 25 年 4 月 19 日	総会	○環境影響評価指針改正について諮問 ○環境影響評価指針改正について審議
平成 25 年 5 月 21 日	部会	○環境影響評価指針改正について審議 (基本的考え方について)
平成 25 年 7 月 1 日	部会	○環境影響評価指針改正について審議 (指針改正素案について)
平成 25 年 7 月 22 日	部会	○環境影響評価指針改正について審議 (部会報告案について)
平成 25 年 8 月 30 日	答申	○環境影響評価指針改正について答申

## 2 環境影響評価審査会 委員 (五十音順)

遠藤 知二

大迫 義人

○小谷 通泰 (環境影響評価指針改正部会長)

上甫木 昭春

川井 浩史

近藤 明

澤木 昌典

菅原 正孝

住友 聰一

田中 哲夫

田中 みさ子

辻 治雄

中辻 啓二

中野 加都子

錦織 千佳子

○西村 多嘉子

○服部 保 (会長)

○花田 真理子

別府 庸子

増沢 陽子

益田 晴恵

○山下 淳 (副会長)

横山 真弓

○印は、環境影響評価指針改正部会委員